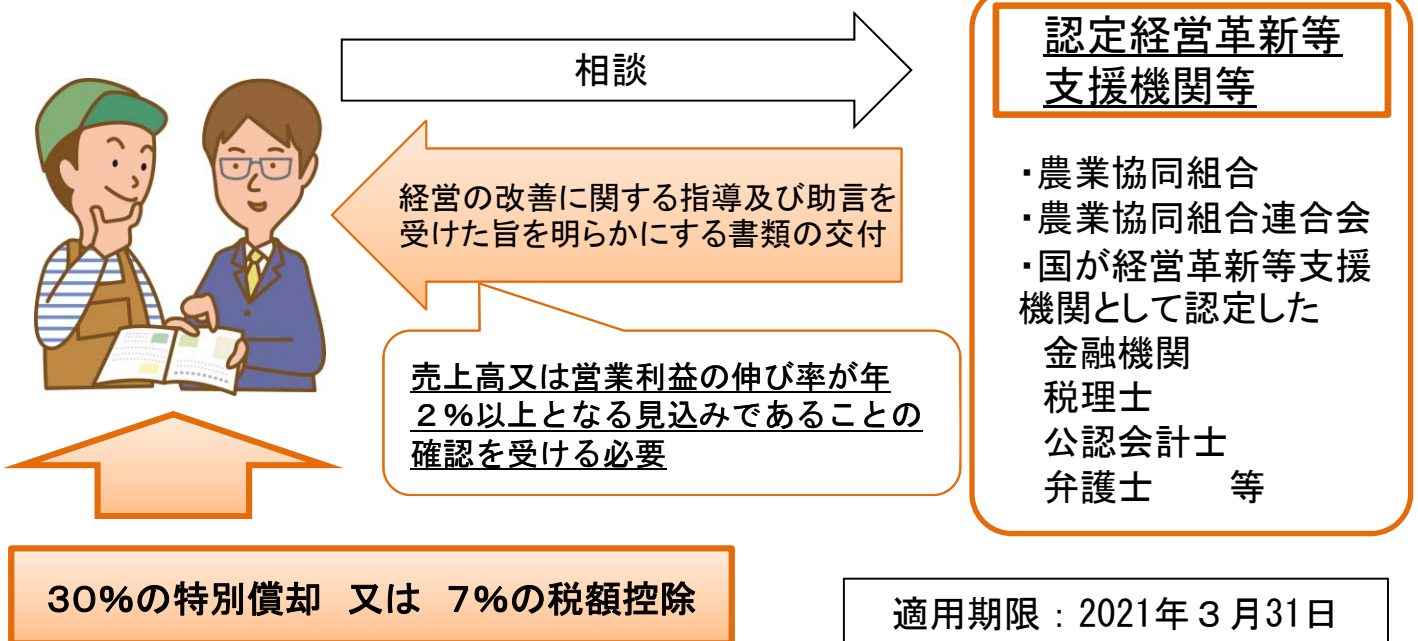


商業・サービス業・農林水産業活性化税制

(特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特例措置)

青色申告書を提出する農業者等で、農協等から受けた経営改善に関する指導及び助言に基づき、器具備品又は建物附属設備を取得した場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除が選択適用できます。



1. 特例の対象者

青色申告書を提出する農業者等で、農業協同組合等から経営改善に関する指導及び助言を受けたものが対象となります。

<「青色申告書を提出する農業者等」とは、以下の方々です。>

「個人」：常時使用する従業員の数が1000人以下の個人事業者

「法人」：資本金の額が1億円以下の法人(資本金1億円超の大規模法人の子会社を除く。)従業員の数1000人以下の資本を有しない法人

なお、税額控除の対象は個人事業主又は資本金の額が3,000万円以下の法人に限ります。

2. 認定経営革新等支援機関等 (経営改善に関する指導及び助言を行う機関)

農業協同組合、農業協同組合連合会、
国が経営革新等支援機関として認定した、金融機関、税理士、公認会計士、弁護士等

3. 特例の対象となる設備等

①器具及び備品(具体例:自動選別軽量機、畜舎用ミスト扇風機 等)
1基又は1台の取得価額が30万円以上のもの

②建物附属設備

(具体例:照明設備(器具及び備品並びに機械装置に該当するものを除く。)、エアーカーテン、冷暖房設備 等)

1台の取得価額が60万円以上のもの

※機械及び装置、構築物等は対象になりません。

4. 特例の内容

取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除が選択適用できます。

※ 認定経営革新機関が交付した経営の改善に関する指導及び助言を受けた旨を明らかにする書類が必要です。

※ 経営改善により売上高又は営業利益率の伸び率が2%以上となる見込みであることについて、認定経営革新機関の確認が必要です。

《具体例》

・ 取得価額100万円のデジタル台はかり(天秤)を購入した場合
(課税所得金額が500万円の事業者)

① 30%の特別償却

$$100\text{万円} \times 30\% \times \text{税率}(15\%) \times = \underline{4.5\text{万円}}$$

※中小法人(所得800万円以下の部分)に係る法人税率

➡ **初年度の税額負担が4.5万円軽減**

② 7%の税額控除

$$100\text{万円} \times 7\% = \underline{7\text{万円}}$$

➡ **7万円※の税額控除**

※税額控除における控除税額は、当年の事業所得に係る所得税額又は当期の法人税額の20%を限度とし、控除限度超過額は1年間の繰越しができます。

担当部署 お問い合わせ先	農林水産省生産局技術普及課 生産資材対策室 資材対策企画班 (代表)03-3502-8111(内線4728) (直通)03-6744-2435 農林水産省生産局畜産部畜産企画課 金融・税制班 (代表)03-3502-8111(内線4893) (直通)03-3501-1083 農林水産省政策統括官付農産企画課 総務班 (代表)03-3502-8111(内線4971) (直通)03-6738-8961
-----------------	--